

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年9月29日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

メルクマールせたがや運営業務委託

(2) 業務内容

次に掲げる業務を行う。詳細は、プロポーザル実施説明書等を参照すること。

①センター運営

- (i) 相談業務及び利用者の自立、社会参加に向けたケースワーク業務
 - (ii) 居場所活動ルームの運営業務
 - (iii) セミナー等の開催業務
 - (iv) 世田谷区子ども・若者支援協議会指定支援機関としての若者支援ネットワーク構築業務
 - (v) ぷらっとホーム世田谷と連携したひきこもり等支援に関わるネットワーク構築業務
 - (vi) せたがや若者サポートステーションと連携した業務
 - (vii) その他の業務
- 利用者の支援効果などの調査に関する業務を行うこと。

②業務報告

毎月の業務を完了するごとに、次の要領により区へ「業務報告書」を提出すること。

(i) 報告期限

- ・各月の翌月10日（10日が閉庁日の場合はその直後の開庁日）とする。ただし、3月分の報告については、履行期間の末日までとする。また、事業委託費実績報告については、四半期報告を7月・10月・1月・4月、年度報告を翌年度4月末日までに提出すること。

(ii) 業務報告書の内容

- ・区からの別途指定に基づき、次の事項を記載した業務報告書とする。
 - ア 利用者数及びその内訳
 - イ モニタリング及び支援評価
 - ウ 関係機関等へのつなぎ状況、連携構築に向けた会議等の実施状況
 - エ 意見・苦情
 - オ 事業等の実施報告
 - カ 会議・研修等の実施報告
 - キ 職員の勤務実績表
 - ク その他の区が求める資料
 - コ 事業委託費報告書（四半期及び年度ごと）

(iii) 帳票の保管

区から受領した委託料の経理にあつては、委託事業の収支が明確になるように帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整理して処理すること。また、経理帳簿及び事業実施に関わる書類を契約期間終了後5年間保管しなければならない。

③事故対応等

本業務の履行にあたって、事故やトラブル等が発生した場合には、受託者は、直ちに応急の処置を行い、損害拡大の防止に努めるとともに、速やかに区へ発生原因や経過等を報告しなければならない。また、報告後の対応等については区との協議に基づき処理すること。

④感染症に係る一部業務停止時の臨時業務

感染症等の影響により上記①の業務ができなくなった場合、代わりとして、以下の業務を行うこと。業務内容の詳細については、区担当課と協議の上行うこと。

- ・利用登録者の状況把握及び、必要に応じた個別支援。
- ・SNS 等による利用者に向けた情報発信
- ・職員の資質向上、地域資源の把握
- ・掲示物、周知物の更新
- ・そのほか、区担当課と協議の上必要とする業務

⑤引継ぎ

本選定により運営事業者が変更となる場合の現時業者からの引継ぎについては、区と協議の上、確実に実施すること。

(3) 履行期間

令和6年4月1日～令和11年（2029年）3月31日

※本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる各年度の予算が議決し、予算配当がなされることを条件とするものである。

※契約は単年度ごととし、業務の運営状況が良好と認められた場合に限り、次年度の契約を締結する。

2 事業実施経費（提案限度額）

メルクマールセタがや運営業務委託

- ・令和6年度 97,330,850円（税込）
- ・令和7～11年度（2025～2028年度） 令和6年度と同程度の見込み

※令和6年度及び令和7年度年度以降の実施経費については、予算編成の過程により変更となる可能性がある。

※事業実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加をせざるを得なくなった場合は、別途区との協議により決定するものとする。

※契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定するものとする。

3 応募資格

令和5年9月29日現在、法人格を有し、次に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人でないこと、及び同条第2項による措置を受けている法人でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 東京都社会参加等応援事業の連携団体であること。
- (5) 令和元年度以降、国又は自治体における若者支援に関する事業等を実施した実績があ

ること。

4 提案書提出者の選定

本件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 審査基準

- (1) 世田谷区及び国の若者支援施策、ひきこもり支援施策の理解度および課題認識等のレベル
- (2) 事業実施内容の充実度および履行の信頼度
- (3) 事業実施体制(統括責任者および業務担当者の経験や資格、配置人材、区との連絡体制等)
- (4) 運営に要する見積経費の妥当性
- (5) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

6 選定日程

内容	日程	備考
手続開始の公告日	9月29日(金)	
説明書の交付	9月29日(金)～ 10月12日(木)	区ホームページからのダウンロードによる。
参加表明書の提出期限	10月12日(木) 17時	持参または郵送(書留郵便に限る)とする。 提出先: 下記「8 本件担当」住所あて
プロポーザル招請通知	10月13日(金)	参加資格を満たしている業者へ、プロポーザル招請通知を郵送で送付する。 参加資格を満たしていない業者へ、非招請通知を郵送で送付する。
施設見学	10月23日(月) 9時～10時 10月24日(火) 9時～10時	見学を希望する場合は10月16日(月) 17時まで下記「8 本件担当」まで連絡すること。
質問書の提出期限	10月23日(月) 17時	電子メールによる送付とする。 質問内容および回答は、全事業者へ電子メールで送付する。
提案書の提出期限	11月9日(木) 17時	持参に限る。 提出先: 下記「8 本件担当」住所あて
第一次審査	11月10日(金)～ 11月22日(水)	第一次審査で上位3事業者を選抜する。
第一次審査結果通知	11月24日(金)	結果通知は、全事業者へ郵送する。
第二次審査 ※プレゼンテーション	12月11日(月) ～15日(金) 予定	第一次審査の上位3事業者を対象にして、プレゼンテーションを実施する。日程については別途通知する。
第二次審査結果通知	12月下旬 予定	結果通知は、全事業者へ郵送する。
契約締結	4月1日(月) 予定	

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

(3) 契約保証金

免除とする。

(4) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 情報公開

区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができるものとする。

(6) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募者の負担とする。

(7) 関係機関への取材制限

本業務に関係する区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

(8) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

(9) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることがある。

(10) 随意契約の締結予定

区は、当該業務に直接関連する業務の委託契約を、当該業務の委託相手方(受託者)との随意契約により締結する場合がある。

(11) その他

詳細は説明書による。

8 本件担当

【住所】 〒154-8504

世田谷区世田谷4丁目21番27号 第一庁舎2階24番窓口

【所管】 世田谷区 保健福祉政策部 生活福祉課 (担当) 猪股・熊谷

【電話】 03-5432-2917

【FAX】 03-5432-3020

【E-mail】 SEA02412@mb.city.setagaya.tokyo.jp